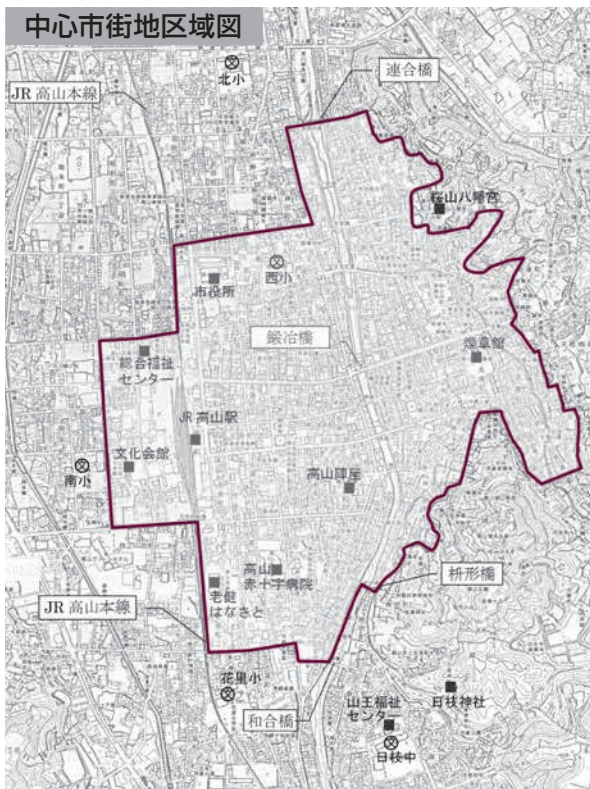


まちなかの賑わいづくりを応援します

中心市街地区域図



申込先 株式会社まちづくり飛騨高山(商工会議所内)
問合せ先 ☎57-8765

① 中心市街地の活性化を応援

■ 空き店舗対策事業補助金(賃借料)

中心市街地区域内(以後、区域内)において、概ね6カ月以上使用されていない空き店舗を借り上げ、事業をこれから営もうとする方に対して店舗の賃借料の一部を補助。

補助率: 賃借料の1/3(上限80万円/年)

■ 空き店舗対策事業補助金(改修費)

区域内において、概ね6カ月以上使用されていない空き店舗を借り上げ、事業をこれから営もうとする方または、すでに営んでいる方が区域内の活性化につながる改修工事または撤去工事に要する経費の一部を補助。

補助率: 改修費の1/3以内(上限: 45万円)

■ まちなか活性化イベント補助金

区域内の店舗、空き店舗、施設、歩道などを利用したイベント(フリーマーケット、街角ギャラリー、各種パフォーマンス発表、市民参加型事業など)に要する経費の一部を補助。

補助率: 対象事業費の2/3(上限: 20万円)

② まちなかへの定住を促進

■ まちなか定住促進事業補助金

区域内への移住者に、ご自身が住む住宅の新築・取得・改修に要する経費の一部を補助。

補助率

- ① 市外から区域内への移住者
対象事業費の1/2(上限: 150万円)
- ② 市内から区域内への移住者
対象事業費の1/2(上限: 100万円)
- ③ 区域内の住居に既居住者がおり同居する場合
対象経費300万円以上で30万円

③ 電子決済端末の普及を促進

■ 電子決済端末普及促進事業補助金

店舗に電子決済端末を導入しようとする、本市に住所を有する事業者に対して、導入に係る経費を補助。

1店舗につき1台の電子決済端末の導入費および回線工事費 補助率: 1台につき限度額5万円

※中心市街地に限らず、市内の店舗が対象となります。

※既に導入している店舗は、端末の更新または買い物環境の利便性の向上(例: 取扱いカード会社の増加)が認められる場合、対象となります。

ご検討の方やご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

申込先 商工課
問合せ先 ☎35-3144
広報ID 100020037

※申込書は商工課にあるほかHPからもダウンロードできます。

申込方法

申込書と現品を12月26日(月)までに

窓口

HP

募集作品

市内で販売されており、土産品として一定量の生産があり、飛騨高山にふさわしく郷土色豊かな物(未発表の新作土産品については見込み可)。

② 土産品の製造業者以外の方

市内に在住・通勤・通学している方

※新作土産品に応募される場合は、①と②に該当し、かつ審査会(平成29年3月3日予定)でプレゼンテーションできる方に限ります。

① 土産品の製造業者の方

市内に営業本社を有し、土産品の製造工場または製造工程の一部もしくは全部を製造委託している工場を高山市、または飛騨市や白川村に有している方

参加資格

未発表または発表後1年以内のアイデアあふれる新作土産品と、市の推奨土産品として登録を受けようとする市内で製造される土産品(民芸品、食料品ほか)を募集します。

新作土産品・推奨土産品

募集します

●新作土産品褒賞金…最優秀賞: 1点10万円、優秀賞: 3点3万円、奨励賞: 5点1万円